

教 生 学 第 1 1 9 8 号
令和6年（2024年）11月18日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ） 様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

児童生徒に対する自転車の安全利用に向けた指導について（通知）

このことについては、令和6年（2024年）10月9日付け教生学第938号通知「自転車等の安全利用促進に向けた都道府県警察との更なる連携強化について」を踏まえ、対応いただいているところですが、この度、北海道警察本部交通企画課長から別添写しのとおり依頼がありましたので、通知します。

北海道警察の「交通分析資料（令和5年）」によると、過去10年間道内の児童生徒が交通事故により被害を受けた事案のうち、自転車乗車中であったものは、小学生33.4%、中学生46.6%、高校生72.9%となっており、児童生徒への自転車交通安全教育が重要です。

つきましては、各学校において、別添の「交通安全情報（特別号）」を活用するなどして、本年5月に公布された道路交通法の一部を改正する法律の内容及び頭部保護の重要性について、改めて児童生徒及び保護者に周知するとともに、管内警察署との連携をより一層強固にし、交通安全教育の更なる推進に努めるようお願いします。

また、市町村教育委員会におかれましては、別添写しの趣旨を踏まえ、所管する学校において、自転車乗車中のヘルメット着用について校則等でのルール化や自転車通学許可の条件にヘルメット着用を盛り込むことについて検討いただくとともに、自転車利用時の交通事故防止や被害軽減に向けた取組を推進するようお願いします。

なお、道立学校においては、既に通知しているところですが、自転車通学許可の条件等にヘルメットの着用を義務付ける又は自転車通学届出等にヘルメットの着用に関する項目を加えるなどの取組を今年度中に必ず実施するよう重ねてお願いします。

（学校安全係）



令和 6 年 11 月 11 日

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課長 森田 靖史 様

北海道警察本部
交通企画課長 寺 江 章

児童生徒に対する自転車の安全利用に向けた指導について（お願い）

謹啓 立冬の候、貴台におかれましては、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、交通安全活動の推進をはじめ、警察行政の各般にわたり特段の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年5月に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という）により、自転車利用中における携帯電話使用等の禁止に関する規定が整備され、本年11月1日から施行されました。

そして、自転車利用者による一定の違反行為への交通反則通告制度に関する規定も整備され、改正法の公布から2年以内に施行となりますが、16歳以上の者が反則制度の対象となることから、小学生から高校生等までの児童生徒への自転車交通安全教育が非常に重要となります。

また、先般、各都道府県警察において、自転車利用時のヘルメット着用率調査を実施した結果、本年の北海道におけるヘルメット着用率は10.3%と前年より上昇しているものの、全国平均の17.0%と比べ、依然、低水準で推移しており、その中でも高校生の自転車利用中死傷者のヘルメット着用割合は小・中学生と比べ特に低くなっています。

つきましては、所管する各学校に対し、ホームルームや学級通信等を通じ、児童生徒や保護者の皆様に

○ 改正法の内容周知

を促進していただくとともに、頭部保護の観点から

○ 自転車利用時のヘルメット着用について校則等でルール化することや 自転車通学許可の条件にヘルメット着用を盛り込むこと

などについても、ご検討いただくよう周知方お願い申し上げます。

なお、児童生徒に対する自転車等の安全利用に向けた取組は、管内警察署との連携をより一層強固にさせていただきたく存じます。

時節柄、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、将来の北海道を担う子供たちのかけがえのない命を悲惨な交通事故から守るため、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴台の益々の御健勝と御発展を心から祈念申し上げます。

謹 白

担当 北海道警察本部交通企画課 (011) 251-0110 内線5063 田口



交通安全情報（特別号）

令和6年11月11日

警察本部交通部

交通総合対策センター

ストップ・ザ・交通事故



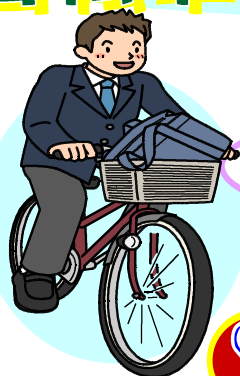
ルールとヘルメットがあなたを守る

毎年、自転車と車が衝突する交通事故により、多数の死傷者が発生し、年代別では高校生の被害が最も多くなっています。

本年1月から9月末日までの間に、自転車利用中の交通事故で怪我をした高校生の人数は、186人で、登下校中の事故が最も多くなっています。

また、骨折等の重傷者は、22人ですが、ヘルメットを着用していた方はいませんでした。

自転車も『車両』という意識を持とう！



頭部保護はとても大切です。
自転車に乗る時は **ヘルメット** を
被って **安全運転** に心掛けましょう。



生身で乗っているから事故に遭うと**ダメージ**が大きいよ！



令和6年11月1日から

『ながらスマホ』



の罰則も強化されました。

スマートフォンなどを手に持ち・画面を見ながらの運転は**非常に危険**で交通事故の原因になります。

ルールを守り **安全運転** に努めましょう！